

令和3年4月1日

公示第619号

電通健康保険組合の規約の一部を次のとおり変更する。

組合規約 第44条3中「標準報酬月額を平均した額の範囲内において定める額は、260,000円とする。」を、「標準報酬月額を平均した額の範囲内において定める額は、320,000円とする。」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

4月1日から
掲示期間 —————
4月7日まで